

厚生労働省委託事業

中小企業育児・介護休業等推進支援事業

育児・介護支援事務局

厚生労働省委託事業「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」のご案内

従業員の皆様が育児休業・介護休業を取得しながら、お仕事との両立を図っていただけるように、企業（特に中小企業・小規模事業者）の事業主や人事労務担当者が抱える課題に対応するため、社会保険労務士や中小企業診断士などの資格をもつ「仕事と家庭の両立支援プランナー」が、各企業様の状況を伺い、円滑な育休取得や介護離職ゼロに向けた取り組みを無料でサポートしております。

また令和6年に育児・介護休業法の改正があり、令和7年4月には所定外労働の制限や育児休業取得状況の公表義務適応拡大、介護離職防止のための雇用環境整備など、10月には柔軟な働き方を実現するための処置などが施行されました。これらに関するご相談などにもご利用いただいています。

従業員の皆様から育児休業や介護休業の申し出があった場合に備え、事前準備や必要な手続き等のご案内、お悩みも無料でご相談いただけます。

つきましては、事業主様や人事労務担当者様に当事業のホームページをご覧くださいとともに、事業チラシも添付しておりますので、是非ご活用くださいますようお願い申し上げます。

■中小企業育児・介護休業等推進支援事業 HP

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp>

【連絡先】

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 1-2-1

日土地内幸町ビル

育児・介護支援事務局

TEL：03-5542-1740

Email: iku-pla@pasona.co.jp

育児・介護休業法に沿って、男女従業員が仕事と育児を両立できる職場環境を整備しましょう

男性も

女性も

育休

をとりやすい 職場づくりを 専門家がサポートします

無料

2024年5月に改正された育児・介護休業法の主な内容等は以下のとおりです。
2025年4月施行

子の看護等休暇の取得事由・対象の拡大
所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大
育児休業取得状況の公表義務対象拡大

2025年10月施行

柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
妊娠・出産の申し出時や子が3歳になる前の個別の意向聴取・配慮

従業員の育休前に
代わりの人材の確保や
業務分担をどう進めたら
いいのかなあ

こんなお悩みはありませんか？

復帰してからの
活躍をどう
応援したら
いいのかなあ

他の会社はどんな
取り組みをして
いるか知りたい

従業員の育児休業取得について、無料でご相談いただけます。

育休をとりやすい・復帰しやすい職場をつくるため、仕事と育児の両立支援のノウハウを備えた「**仕事と家庭の両立支援プランナー**」が、厚生労働省の「育休復帰支援プラン策定マニュアル」をもとにアドバイスいたします。

支援のお申込み

ホームページよりお申込みください
(お電話でもお申込み可能です)

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>
TEL:03-5542-1740

確認事項がございますので、おって事務局よりお電話させていただきます

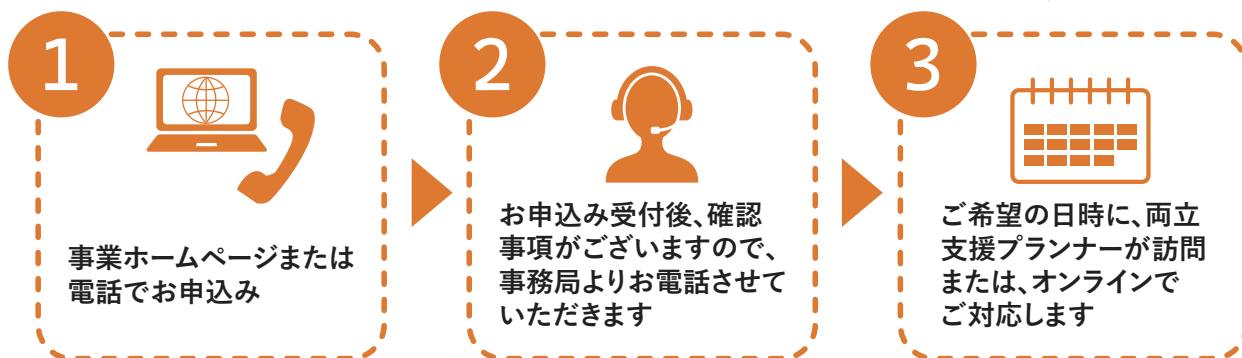
いくぶら

検索



「仕事と家庭の両立支援プランナー」 による支援お申込みの流れ

無料支援



育児をしている従業員がいない場合も支援をお申込みいただけます

Q 仕事と家庭の両立支援プランナーとは

A 仕事と育児の両立支援のノウハウを持つ、**社会保険労務士・中小企業診断士などの専門家**です。事業主から労働者に向けた支援方法についてアドバイスします

Q 育休復帰支援プランとは

A 事業主が、自社の労働者の円滑な育休の取得及び育休後の職場復帰を支援するために策定する計画書です

「育休復帰支援プラン」 を策定すると、こんなメリットがあります！

人材の確保

業務の効率化

働き方改革

両立支援等助成金の育児休業等支援コースでは「育休復帰支援プラン」の策定が必須となります

「両立支援等助成金」については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html



お問い合わせ

育児・介護支援事務局

TEL:03-5542-1740

月～金曜日 9:00～17:30 ※年末年始を除く

※本事業は株式会社パソナが厚生労働省より受託・運営しています

いくぶら

検索



育児・介護休業法に沿って、男女従業員が仕事と介護を両立できる職場環境を整備しましょう

中小企業の皆様

無料

従業員を介護離職 させないための職場づくりを 専門家がサポートします

2024年5月に改正された育児・介護休業法の主な内容は以下のとおりです。

2025年4月施行 介護離職防止のための雇用環境整備

介護に直面した旨の申し出をした労働者に対する個別の周知、意向確認

介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供

介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

従業員が家族の
介護に直面する前に
会社が何とかしないと
いけないなあ...

こんなお悩みはありませんか？

他の会社の事例を
知りたい

従業員から介護について
相談を受けたが、どう対応
すれば良いか分からない

従業員からの介護や働き方の相談・突然の離職に困らないよう、今のうちに
支援体制を整えておきましょう。無料でご相談いただけます。

仕事と介護の両立支援のノウハウを備えた「仕事と家庭の両立支援プランナー」が、
職場環境整備をお手伝いします。現在、介護に直面している従業員がいない場合も
支援を受けられます。

支援のお申込み

ホームページよりお申込みください

(お電話でもお申込み可能です)

いくぶら

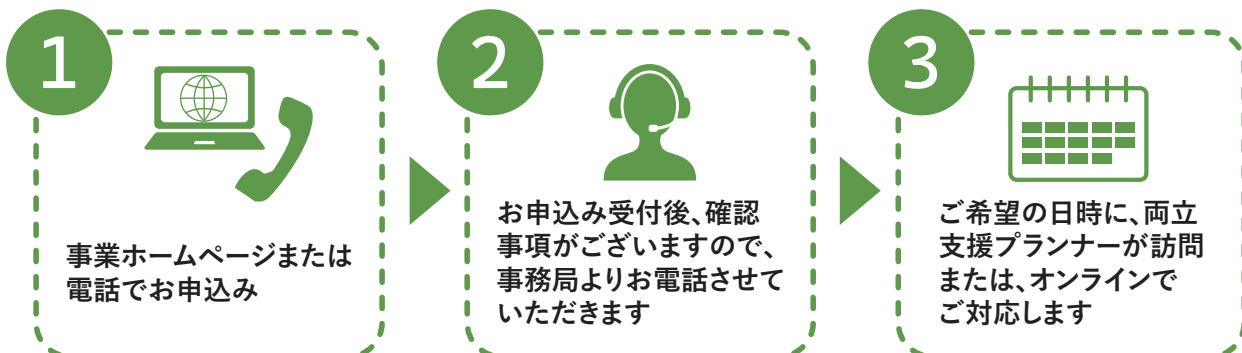
検索

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>
TEL:03-5542-1740

確認事項がございますので、おって事務局よりお電話させていただきます



「仕事と家庭の両立支援プランナー」 による支援お申込みの流れ



介護に直面している従業員がいない場合も支援をお申込みいただけます

Q 仕事と家庭の両立支援プランナーとは

A 仕事と介護の両立支援のノウハウを持つ、**社会保険労務士・中小企業診断士などの専門家**です。事業主から従業員に向けた支援方法についてアドバイスします

Q 介護支援プランとは

A 介護に直面した従業員が、仕事と介護を両立しながら安心して働くことができるよう、事業主が策定する計画書です

「介護支援プラン」 を策定すると、こんなメリットがあります！

介護離職の
防止

環境整備

働き方改革

両立支援等助成金の介護離職防止支援コースでは「介護支援プラン」の策定が必須となります

「両立支援等助成金」については、厚生労働省のホームページをご覧ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html



お問い合わせ

育児・介護支援事務局

いくぶら

検索

TEL:03-5542-1740

月～金曜日 9:00～17:30 ※年末年始を除く

※本事業は株式会社パソナが厚生労働省より受託・運営しています

